告示

○内閣府告示第四百四十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第二十条第三号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十条第三号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十七年十二月十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十条第三号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準

第１　用語の定義等

１　用語の定義

⑴　国税・地方税連携ネットワークシステム

国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ、指定法人サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）、電気通信回線（国税庁サーバと指定法人サーバを結ぶものを含む。）、プログラム等により構成され、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第８号の規定により提供する国税又は地方税に関する特定個人情報を送信し、指定法人が当該特定個人情報に係る通信の交換を行うとともに、当該特定個人情報を国税庁サーバ、市区町村サーバ又は都道府県サーバに伝送し、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が当該国税庁サーバ、市区町村サーバ又は都道府県サーバに備えられた記憶媒体に当該特定個人情報を記録するためのシステム

⑵　指定法人

地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第２条の４第１号イにより、同令に規定する地方税関係手続の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であって、総務大臣が指定したもの

⑶　認定委託先事業者

電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）第１の１の⑶により、市区町村サーバ又は都道府県サーバに備えられた記憶媒体への特定個人情報の記録に必要な電気通信回線その他の電気通信設備を有する事業者で、同告示の基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと指定法人が認めた事業者

⑷　委託利用型地方団体

国税庁サーバ、市区町村サーバ若しくは都道府県サーバへの特定個人情報の送信又は市区町村サーバ若しくは都道府県サーバに備えられた記憶媒体への特定個人情報の記録の事務を認定委託先事業者又は単独設置型地方団体に委託する地方公共団体（単独設置型地方団体である一部事務組合又は広域連合を構成する地方団体を含む。）

⑸　単独設置型地方団体

国税庁サーバ、市区町村サーバ若しくは都道府県サーバへの特定個人情報の送信又は市区町村サーバ若しくは都道府県サーバに備えられた記憶媒体への特定個人情報の記録の事務を認定委託先事業者及び他の地方公共団体に委託していない地方公共団体（国税・地方税連携ネットワークシステムに関する業務を行う一部事務組合及び広域連合を含む。）

⑹　国税庁サーバ

特定個人情報の送信又は記録を行うための国税庁長官の使用に係る電子計算機（国税庁長官が特定個人情報の送信又は記録を委託した場合にあっては、当該委託された者の使用に係る電子計算機を含む。）

⑺　市区町村サーバ

特定個人情報の送信又は記録を行うための市町村長の使用に係る電子計算機（市町村長が特定個人情報の送信又は記録を委託した場合にあっては、当該委託された者の使用に係る電子計算機を含む。）

⑻　都道府県サーバ

特定個人情報の送信又は記録を行うための都道府県知事の使用に係る電子計算機（都道府県知事が特定個人情報の送信又は記録を委託した場合にあっては、当該委託された者の使用に係る電子計算機を含む。）

⑼　指定法人サーバ

特定個人情報に係る通信の交換並びに当該特定個人情報の国税庁サーバ、市区町村サーバ及び都道府県サーバへの伝送を行うための指定法人の使用に係る電子計算機（指定法人が特定個人情報に係る通信の交換並びに当該特定個人情報の国税庁サーバ、市区町村サーバ及び都道府県サーバへの伝送を委託した場合にあっては、当該委託された者の使用に係る電子計算機を含む。）

⑽　端末機

国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ又は指定法人サーバの運用保守のために使用する運用端末及び国税庁サーバ、市区町村サーバ又は都道府県サーバのデータの利用のために使用する利用端末

⑾　ファイアウォール

ネットワークにおいて不正侵入を防御するための通信を制御する装置

⑿　データ

国税・地方税連携ネットワークシステムにおいて送信され、記録され又は保存される情報

⒀　プログラム

国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ、指定法人サーバ、端末機及び電気通信関係装置を機能させて国税・地方税連携ネットワークシステムを作動させるための命令を組み合わせたもの（オペレーティングシステムやデータベース等のパッケージソフトウェアを含む。）

⒁　ファイル

国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ、指定法人サーバ、端末機及び電気通信関係装置に係る記憶媒体又は可搬記憶媒体に記録されているデータ及びプログラム

⒂　ドキュメント

国税・地方税連携ネットワークシステムの設計、プログラム作成及び運用に関する記録及び文書

⒃　可搬記憶媒体

国税・地方税連携ネットワークシステムで利用する駆動装置から容易に取り外すことのできる記憶媒体（光ディスク等（光ディスク、磁気ディスク又は磁気テープをいう。）、ＵＳＢメモリー又は外付けハードディスクドライブその他これに類するもの。）

⒄　帳票

データを出力した紙媒体

⒅　電子計算機室

国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ又は指定法人サーバ及び電気通信関係装置を設置する室

⒆　重要機能室

電子計算機室、受電設備、定電圧・定周波電源装置等の設備を設置する室並びに電子計算機室の空気調和をする空気調和機及びその付属設備を設置する室

２　この告示中、実施主体を特定していない規定については、国税庁、指定法人、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体に適用するものとする。